

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成19年12月12日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時2分開議

午前11時26分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補
正予算（第7号）

議案第15号 熊本県畳表格付条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第32号 平成19年度熊本県一般会計補
正予算（第8号）

閉会中の継続審査事件について

報告事項

① 品目横断的経営安定対策の見直しにつ
いて

② 国営川辺川土地改良事業（利水事業）
の現状と今後の進め方について

出席委員（8人）

委員長 中村博生
副委員長 佐藤雅司
委員 前川 收
委員 田端 義一
委員 西 聖一
委員 内野 幸喜
委員 上田 泰弘
委員 高木 健次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

農林水産部

部長 山本隆生
次長 廣田大作
次長 三島和隆
次長 上田 堅
次長 横山 一敏

次長 吉田 好一郎

首席農林水産審議員兼

農林水産政策課長 瀬口 豊

団体支援総室長 丸山 秀人

団体支援総室副総室長 船越 宏樹

農林水産政策監兼

団体検査室長 東 泰治

農業経営課長 伊藤 敏明

農業技術課長 本田 民雄

首席農林水産審議員兼

農産課長 村田 稔

園芸生産・流通課長 藤井 正範

畜産課長 高野 敏則

首席農林水産審議員兼

農村計画・技術管理課長 進藤 金日子

農村整備課長 加納 義英

森林整備課長 織田 央

林業振興課長 井手 澄男

森林保全課長 下林 恭

首席農林水産審議員兼

水産振興課長 堤 泰博

漁港漁場整備課長 久保田 義信

事務局職員出席者

議事課課長補佐 森本 健一

政務調査課課長補佐 植木野 美紀子

午前10時2分開議

○中村博生委員長 皆さんおはようございま
す。さきの委員会の視察におきましては、委
員の先生方、そして執行部の皆さん方、大変
お疲れさまでございました。おかげで無事済
ませることができましたことを御礼申し上げ
たいと思います。

それでは、ただいまから、第4回農林水産
常任委員会を開会いたします。

初めに、本委員会に付託された議案を議題

とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

また、本日の説明等を行われる際、執行部の皆さんは着席のままをお願いしたいと思います。

それでは、山本農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長 おはようございます。一言、総括的な説明とごあいさつをさせていただきます。

まず初めに、第31回全国育樹祭が、去る11月4日、皇太子殿下の御臨席を仰ぎまして、阿蘇みんなの森において開催されました。県内外から約5,000人の方々に参加をいただき、皇太子殿下による杉の木のお手入れや緑化功労者の表彰等の式典がとり行われました。

当初から目指してまいりました県民の手づくりによる育樹祭にふさわしく、開催に当たりましては、延べ5,000人を超えるボランティアの皆様や企業、団体など、多くの県民の皆様に変な御協力をいただいたところでございます。

また、委員の先生方には、前日の懇談会や式典に早朝より御参加をいただきまして大変ありがとうございました。この場をおかりしまして、改めまして心から御礼申し上げます。

この全国育樹祭の開催を契機といたしまして、大会宣言にもございましたように、健全な森林を次の世代に引き継ぐことができますよう、今後、県民参加の森づくりの機運をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、ただいま委員長からもお話がございましたけれども、去る11月13日から15日にかけて実施された荒尾競馬や鹿児島県肝付町及び屋久島町における農林水産関係施設等の視察につきましては、執行部も同行させて

いただき、大変ありがとうございました。私どもにとりましても大変意義深い視察で、その結果につきましては、今後の施策に精いっぱい役立ててまいりたいというふうに考えております。

次に、国営川辺川土地改良事業につきまして御説明申し上げます。

本事業につきましては、依然として地元市町村の意見の一致が見られない状況でありまして、事業主体である国は、このままでは来年度の予算措置が難しいとの見解を示すなど、極めて厳しい状況でございます。

本事業につきましては、あくまでも関係市町村すべての合意なくしては何ら事態が進展しないという現実がございます。

このため、県といたしましては、今後とも国の動向を見きわめながら、引き続き地元市町村間の話し合いに向けた働きかけに努めるなど、農家中心という原則を念頭に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

詳細につきましては、後ほど、その他報告事項の中で担当課長から説明申し上げることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今定例会に提案いたしております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、一般会計補正予算関係及び条例等関係議案並びに補正予算追号でございます。

まず、補正予算の主な内容でございますが、野菜価格が著しく低落した場合における生産者に対する補てん金交付額の確定により必要となった資金造成額に要する経費に係る補正、それから、シカによる食害を受けた林地への広葉樹植栽や食害防護施設を設置する皆伐放棄地対策費など、所要額を予算計上いたしております。

次に、条例等の案件でございますが、J A

S法に規定する畳表のJAS規格が改正されたことに伴う熊本県畳表格付条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次に、補正予算追号でございますが、去る10日に追加提案されました人事委員会勧告に基づく職員給与の改定に伴うものでございます。

以上が今回提案いたしております議案の概要でございますが、詳細につきましては、この後それぞれ担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

また、その他報告事項といたしまして、品目横断的経営安定対策の見直しについて、それから先ほど申し上げました国営川辺川土地改良事業についてでございます。

詳細につきましては、いずれもそれぞれ担当課長から説明申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○丸山団体支援総室長 団体支援総室でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

農業総務費におきまして、国庫支出金返納金といたしまして、60万1,000円の増額補正をお願いしております。

返納の対象となります事業は、地方卸売市場施設整備事業でありまして、球磨郡多良木町にあります株式会社球磨総合地方卸売市場が昭和55年度に整備をいたしました魚競り場につきまして、県は、事業実施主体であります同市場に対しまして、630万円余の補助金を交付いたしております。その財源といたしまして、国から3分の2に当たります420万円余の補助金の交付を受けていたものでございます。

今般、同市場が、処分制限期間内——これは耐用年数が31年になっておりますけれども、27年を経過いたしております。魚競り場を処分したことに伴いまして、残存期間分に

係る補助金相当額につきまして、同市場から県に対して90万1,000円の返納をさせますとともに、県から国に対して60万1,000円の返納を行うものでございます。なお、30万円は、県への返納金になります。

団体支援総室は以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○藤井園芸生産・流通課長 園芸生産・流通課でございます。

3ページをお願いいたします。

農作物対策費でございますが、野菜振興対策費について、6,737万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明欄にありますように、野菜価格安定対策事業につきましては、野菜価格が補償基準価格を下回った場合に、農家経営の安定を図るため補給金を交付しておりますけれども、平成18年度の補給金交付額、それから新規及び変更予約の申し込みが確定いたすことに伴いまして、増額補正をお願いするものでございます。

また、あわせまして、下段の債務負担行為の設定でございますけれども、指定野菜の価格安定資金に不足が生じた場合、農家に補給金を交付しております社団法人野菜価格安定資金協会に不足額の補助金を保障するものでございまして、3億円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

園芸生産・流通課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○織田森林整備課長 森林整備課でございます。

4ページをお願いいたします。

水とみどりの森づくり事業におきまして、750万円余の増額補正をお願いしております。

これは、皆伐放棄地対策事業のうちシカ被害対策を追加的に実施するものでございまして、具体的には、植林を行ったもののシカに

よる被害、食害を受けまして土壌の流出等の現象が生じている林地におきまして、広葉樹の植栽とあわせて、食害防護施設の設置を実施するものでございます。

それから、次の林業公社貸付金に係る債務負担行為の変更をお願いしてございます。

林業公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける場合に県が損失補償を行うわけでございますけれども、これに係る債務負担行為でございます。

農林漁業金融公庫からの貸付金には、造林資金貸付金というものと施業転換資金貸付金というものがございまして、今般、公社の施業転換貸付金に係ります金利が固定金利から20年見直し金利に変更されたことに伴いまして、この債務負担行為の限度額の記載ぶりを変更するものでございます。

具体的には、一番右側の欄でございますけれども、補正前におきましては、造林資金も施業転換資金も固定金利ですので、限度額につきましては、その造林資金分と施業転換資金分の両方の元本と利息の合計額23億9,290万円余を記載しておりましたが、補正後におきましては、まず、固定金利のままである造林資金分の元本と利息の合計額9,600万円余を限度額として記載した上で、次のページをちょっとお願いいたします。20年見直し金利になりました施業転換資金分につきましては、限度額の書きぶりとして、まず元本分の14億4,800万円余と書いた上で、及びその利息に相当する金額と、こういう書きぶりとしてございます。

なお、この施業転換資金につきましては、新規の借入金ではございませんで、借りかえの借入金でございます。かつ、現在の金利よりも低い金利であるということから、この林業公社の経営改善の一環として、この施業転換資金を活用した借りかえを進めているものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○村田農産課長 農産課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

熊本県豊表格付条例の一部を改正する条例案についてでございます。

豊表につきましては、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法に基づきまして、本県では昭和48年に条例を制定し、現在、熊本県い業協同組合に業務を委託し、格付を行っております。

本年9月、JAS規格が改正されまして、豊表の定義が、従来の1種表、2種表及び3種表から1枚物に変更されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○瀬口農林水産政策課長 続きまして、別冊でお配りしております平成19年12月議会農林水産常任委員会説明資料(追号)について御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

追加提案しております職員給与の改定に伴う農林水産常任委員会関係の補正予算案につきましては、1ページに農林水産部の総括表をおつけしております。

本年度の給与改定は、人事委員会の勧告に基づきまして、若年層に限定した給料表の改定及び諸手当の改定を行うこととしております。また、次長級以上の幹部職員につきましては、国の勧告取り扱いに準じて、改定は見送ることとしております。

1ページの総括表の上段が一般会計でございます。

今回の給与改定に伴う農林水産部の追加補正額は4,890万円となっております。さきの補正額7,548万8,000円と合わせまして、補正額は1億2,438万8,000円となりまして、補正後の一般会計の予算総額は764億4,769万3,00

0円となります。

なお、2ページ以降の各課ごとの内訳につきましては、御説明は省略させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村博生委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。議案について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 追号提案がされました人事委員会の勧告に基づく給与改定の話でありますけれども、若年層を中心に改定、給料を上げるという話、簡単に言えばそういう話だと思いますけれども、理解はできております。

ただ、やっぱり社会情勢というんですかね、非常にやっぱり民間企業も含めた厳しい環境があるという前提、それから県庁の中も予算が非常に厳しい環境にあって、県庁の予算が厳しいということは、それぞれの県内のいろんな地域の中にあり、また、いろんな関係者の皆さん方に対しても、我慢をさせていただいているという部分、これはもう明らかなことでありますから、例えば補助金を一律カットをしていったりとか、いろんな重要な団体がやるべき仕事をやらなきゃならないのに、その部分も我慢してもらっている部分というのがたくさんあるという現実。

この現実について、ぜひ職員の皆さん方にも、しっかりと御理解いただき、踏まえていただいて、上がった分については、しっかり県民の理解が得られる努力——それはなかなか形では見えにくいと思いますけれども、そういう意識をしっかりと持っていただけるようにしていただきたいなというふうに思っております。

ここにお座りの方で上がる人は、大概もうおんなはらんとかなとは思いますが、その点について、部長、一言ひとつお願い申し上げます。

○山本農林水産部長 ただいま、前川委員のお話ございました。全くおっしゃるとおりだと思っております。

したがいまして、私ども現在、格差とかいろいろ言われておりますけれども、こういった厳しい状況を身にしみ感じております。そういったことを真摯に受けとめまして、今回のこの改定部分にまさるような効果が発揮できるよう、職員一同しっかりと肝に銘じて頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしく御指導のほどお願いいたします。

○前川収委員 よろしく願いしときます。

○中村博生委員長 この関連は、農林水産部じゃ何人ぐらいになるですか。

○山本農林水産部長 職員が今大体1,500人弱でございます。したがいまして、その中で次長級以上はありませんので、1,450人として、1,300から400の間ぐらいだと……。

○前川収委員 なら、中にもいらっしゃるばいな。

○山本農林水産部長 この中でも、全部じゃありませんけれども、上がる人もいます。済みません、ちょっと不確かな数字で申しわけございませんが。

○中村博生委員長 はい、わかりました。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第15号及び第32号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村博生委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が2件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、伊藤農業経営課長から説明をお願いいたします。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

報告提出資料の品目横断的経営安定対策の見直しについてでございます。

現在、国におきまして、農政改革三対策緊急検討本部の中で、品目横断的経営安定対策につきまして、各地域の実態に、より即した政策となりますよう、現場の意見を集約し、具体的な改善策を検討するとされている状況でございます。

9月議会におきまして、県議会からの意見書を提出していただきましたけれども、枠組みしております3点について御説明したいと思っております。

まず、1点目でございます。

「総じて、従前の対策と比較すると本対策の助成金額が低いため、麦、大豆の緑ゲタ、黄ゲタの算定基準を見直すとともに、規模拡大に際しての助成制度を拡充すること。」の意見書でございました。

豊作、不作にかかわらず一定額を支払う制度、緑ゲタ対策でございますので、本県では、豊作であった小麦は、従前制度と比較いたしますと助成金額が減少しているところでございます。

国では、生産性が向上している麦産地等を対象とする追加支援策を、補正予算または来年度の当初予算等に対応できないかということで検討がなされているところでございます。

次に「加入した経営体が安定的に維持・発展できるよう、集落営農組織の健全育成、とりわけ法人化に際しては、資本力の強化等に資する支援を講じること。」でございました。

集落営農の経営発展への支援といたしましては、平成20年度の農林水産省予算概算要求の中に新規関連予算を計上してあるところでございます。

次に「申請事務の簡素化や助成金仮払い制度の創設を講じること。」の意見書でございました。

申請手続、簡素化につきましては、できる限り実施をするということでございます。また、助成金の交付時期についても、農家の資金繰りに配慮するというような検討状況でございます。

裏面をお願いいたします。

参考といたしまして、その他、本対策に関して検討されている主な事項を掲げております。

「地域の実態に即し、より加入しやすいよう」するべきということで、「また、加入申請時の市町村特認を認めるべき。」

これにつきましては、小規模農家等が加入しやすいよう、地域水田農業推進協議会、こ

これは市町村単位でございますが、が定めた地域水田農業ビジョンの担い手が加入できる仕組みが導入できないかと検討されているところでございます。また、面積要件に係る市町村長特認を実施することができないかと検討されているところでございます。

次に「野菜、果樹、畜産も含まれているとの誤解を招くため、「品目横断的経営安定対策」の名称を変更すべき。また、ゲタ、ナラシ、経理の一元化という用語は、改めるべき。」ということでございますが、名称変更については、その是非を含め最終的に決定されるようでございます。ゲタ、ナラシ、経理の一元化という用語につきましては、変更する方向で検討されているようでございます。

なお「国会での議論」で書いてございますように、民主党から農業者戸別所得補償法(案)が提出されております。現在、衆議院で審議中でございます。

以上でございます。

○進藤農村計画・技術管理課長 農村計画・技術管理課でございます。

国営川辺川土地改良事業の現状と今後の進め方につきまして、お手元の資料に基づいて御報告いたします。

まず、現状でございます。

本年5月に始まりました利水事業関係6市町村長会議は、相良村長が事業廃止に向けた協議以外には応じないとの見解を示しまして、3回目以降の会議への出席を拒否いたしました。

その後、相良村長を除く他の5市町村長は、相良村長に対しまして協議復帰を求めながら協議を継続しまして、11月5日から12日にかけて、それぞれの関係農家に対して説明会を開催しました。

一方で、相良村長は、10月30日の記者会見で、改めて、国営利水事業に参加することはないとの意向を表明しております。

県といたしましては、地元市町村の合意が得られなければ何ら事態が進展しないという現実を踏まえまして、9月の定例県議会の知事答弁におきまして、相良村長に市町村長協議復帰を呼びかけました。また、その後も事務方が協議復帰を要請し、知事も面談を打診したところでございます。しかしながら、相良村長は、事業休止宣言がなされるまでは会えないとの意向を示され、現段階においてもなお、6市町村そろっての協議が実現できていない状況でございます。

このような中で、事業主体である国は、11月21日、地元の合意状況につきまして、関係市町村長から聞き取りを実施しました。その結果、国に対しまして、相良村長が改めて事業に参加しないとの意思を示した一方で、他の5市町村長は、事業推進を求めつつも6市町村の合意に至っていないと回答いたしました。

国は、こうした状況を踏まえまして、年末の政府予算編成までに来年度予算の取り扱いを判断するとしながらも、地元合意ができていない状況では予算措置は難しいとの見解を示しておりまして、来年度予算の確保は極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、今後の進め方でございます。

まずは、県といたしましては、事業主体である国におきまして、農家の意見を含めた地元市町村の意向を十分見きわめていただき、責任を持って今後の対応を判断されるべきと認識しております。

こうした中にありまして、今後の事業の方向性の検討や利水事業をめぐるさまざまな課題の解決を図るためには、関係市町村長の意見の一致が得られなければ何一つ解決できないという現実がございます。

県といたしましては、こうした現実を踏まえまして、国の動向等を見きわめながら、まずは、引き続き地元市町村長間の話し合いに向けた働きかけに努めるなど、今後とも、農

家中心という大原則を念頭に置きながら、精いっぱい取り組む所存でございます。

以上で報告を終えさせていただきます。

○中村博生委員長 報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○前川収委員 川辺川土地改良事業、利水事業の件なんですけれども、今のマスコミ情報等々を見ておると、今の状況では、ここに書いてあるとおり、休止という状況になるんだろうということが前提になっていると思いますけれども、仮に休止になったと、予算がつかなかったという前提があって、法律とか制度の話はよくわからないんですけれども、休止のまま何年ぐらいが要は休止なのか。要は、休止が何年続けば事業廃止になるのか。

今まで、土地改良法上は、廃止というのはやっぱり3分の2の同意が必要だという話を聞いてますけれども、休止になった状況から廃止になることについての手続が、法律上何かあるのか。また、休止という部分の法律上の位置づけというんですかね、休止がまた再開ということにつながるものの可能性も含めた、現場の状況じゃなくて、法律的な背景、制度的な背景について、ちょっとお話を聞きたいと思いますけれども……。

○進藤農村計画・技術管理課長 今、川辺川利水事業に関しまして、休止というのが法律上位置づけられているかということでございますが、土地改良法上は休止という規定はございません。したがって、休止という定義が何をもって休止かというのがございますが、一般的には予算が措置されないという状態をもって休止というふうに表現されているというふうに理解しております。

今後、その休止ということでございますけれども、予算が措置されないということは、

事務、事業ほか、何ら進展しないということでございますので、土地改良法上の手続は現行のまま継続している。

といいますのは、かんがい排水事業につきましては、平成6年の計画変更が、これは福岡高裁の判決で違法があるというふうに判断されていますので、昭和58年の当初計画のままになっているわけでございます。そのまま法律上の扱いは継続しているということになります。

ただ、予算措置ができないということでございますので、休止期間につきましては何年というそういった定義はございません。一般的にいいますと、毎年毎年予算要求ということがございますので、あくまでも予算上の取り扱いとしては、毎年度の地元の状況を見ながら、予算措置が可能かどうかということ、事業主体の国が判断していくということになるかと思えます。

○前川収委員 ということは、事業は休止したまま——言い方がどうかかわからないんですけれども、たなざらしのままで、事業は生きたままですね。土地改良法上の枠は、網はかかったままで、そのままだということですね。

例えば、その計画地、土地改良法上は網がかかった地域の中に、その事業と重なるような、例えば、県営事業であったり、市町村営事業であったり、団体営事業であったりというものを——今まで土地改良法上のかぶりがかかっているから、ほかの事業ではなかなかできにくいと、災害以外はね。そういう話を聞いてきたんですけれども、それはそうですか、やっぱり。

○進藤農村計画・技術管理課長 一般的に申し上げますと、具体的な事例でしっかりと検討する必要があるかと思いますが、一般的には、国営事業でかんがい排水事業を行って、それでかんがいの用水を補給していくという

ことで事業計画が成立しているわけですので、そういった中にありまして、また、あわせて、同じような目的で法手続で計画をつくっていくということは、一般的には非常に困難ではなかろうかというふうに考えております。ただ——ということでございます。

○前川収委員 ただがあつと。その先何かちよつと言いかけたかなど。

○進藤農村計画・技術管理課長 ただ、そこは一般論でございますが、いろいろなケースがあろうかと思っておりますので、その部分につきましては、一つ一つまた検証しながら、事業主体は国、今度補助事業となりますと県・市町村ということになろうかと思っておりますが、具体的なそういった事案がありましたら、その部分につきましては具体、個別に検討していく必要があろうかと思っております。

○前川収委員 相良の村長さんが事業休止宣言がなされるまで知事とも会わないという話があって、知事からはぜひ会いたいという話があったんだけど、そういう話があった。その人の目的は、この事業を廃止に持っていくことだろうと私は勝手に思っているんですけども、廃止に持っていくためには3分の2の同意が必要なわけですね、基本的には。ということは、休止にしても余り意味がないというんですかね、次の展開が図れない。廃止というものにしていくためには、一たん同意をとって、それが3分の2に達しませんでしたという結果をもって、今度は廃止同意という手続に入るのが一般的ですか。どうですか、そこは。

○進藤農村計画・技術管理課長 今委員御指摘のとおりでございます。廃止に持っていくためには、しっかりと法律に基づきまして廃止ということを公告して、その中で農家の同

意をとっていくと。その中でも、3分の2以上の同意をもって廃止ということが確定していくということでございます。

○前川収委員 県民の皆さん方、また、受益農家の皆さん方に、誤解があるといかぬなどいつも思っているのは、休止になったことが、この利水事業がもうなくなったということにつながっていると思ってる方がいらっしゃる。

今課長の説明があつたとおり、法律上は、この休止というのは、別に動かないだけであって法律上は生きてると、制度はね。だからそこを——本当に要らない方がいて、別な方法でかんがい事業をやろうと思うのであれば、廃止に持っていかなきゃいかぬと。もしくは、やっぱり国営事業でやった方が効率的だということであって、効果的だということであるならば、事業を推進していかなきゃならない。休止ということが結論になってしまうことは、行政上は非常にまずいことだと。

要するに、右にも左にも行けずにそのまま置いとくという状況になるということでありまして、ぜひ部長、この辺はいい悪いじゃないんですよ。やれとかやるなどか言っている話じゃなくて、今の状況がどういふ影響を与えるのか、それが地元の皆さん方にとって。やっぱり部分的にやるべきところもあると思うが、全体的にはやらないでいいという声が多いかもしれぬ。それはわかりません、私は。

ただ、全体的にやらないんでいいんだつたら、今度は個別事業で県営事業でやればいいわけでしょう。それは、効果とか問題とかいろんな技術的な問題はあるかもしれませんが。ただ、次の展開に行けないんですよということを、農水省もそうでしょうけれども、やっぱり県も、これまで事業主体の一翼を担いながら、主体は農水省ですけども、担当県として、一緒に事業推進をやってきたという立場——78回ですかね、に及ぶ事前協議までや

って、この事業の是非について真剣に考えてきた立場からは、やっぱり広くそのことを知らしめる行動をとつとかなないと、休止だから仕方ありませんでかわいそうですよ、やっぱり。

推進するのがいいとかしないのがいいとかということじゃなくて、現実の状態が、休止というのはこういう状態なんですよということを、やっぱりほとんどの人が僕は知らないと思います。休止だったから事業は終わったとか、休止だからもうこれでおしまいだということにつながると思ってらっしゃるかもしれないけど、そうじゃないんだということ。

この後、恐らくこの状態が続けば、今でもそうですけれども、住民の、受益農家の感情的なもつれというのは、非常に大きく深刻になってきています。そうなると、同意取得の率が3分の2なんです。これは、事業の推進同意もとれないけれども、廃止の同意もとれないと、3分の2であるということは。そういうこともやっぱり視野に入れながら——そうなりやすいと私は思いますよ、3分の2なんです。推進同意もとれぬけれども、廃止の同意もとれぬだったとか。

仮に、推進同意をとってとれなくて、廃止の同意をとってとれなかったときは、どうなるんですか。3分の2とれなかったときは、法律的には。委員長、お願いします、質疑で。

○進藤農村計画・技術管理課長 一般的には、そのような状況というのはなかなか想定しがたいわけですが、法律上は、とれなければ現行のまま継続していくということとあります。

○前川収委員 でしょう。ということは、やっぱり感情的なもつれというんですかね、その整理をやっぱりやらないと。休止で安心したとか休止になったからよかったなんて言いよつとはとんでもない話で、やめたい人に

とつてもとんでもない話で、やりたい人にとつてももちろんとんでもない話だということを、もっと周知することについて努力をしていただきたいと思います。答弁は要りません。

○中村博生委員長 部長、その辺何かありませんか。

○山本農林水産部長 今のやりとりをもし関係者の方々が聞いておられたら、非常にわかりやすかっただろうというふうに思います。したがって、なかなか今の状況の中で、じゃあ休止になった後どうなるんだという想定問答の世界を現実のところに出してきてというのは、なかなか言いにくいところもあるんですけど、いずれにしても、もう現実にはそういった状況の中で動いているという認識は皆さんあるかと思いますが。

したがって、私どもといたしましては、そういう状態になったときにどうするのかという。廃止とか、また、このまま続けるのか、いろんなことを含めて——ただ、それにしても、やっぱり地元の合意というのがまずは前提に立たないと、進むも退くもどっちともできないということで、そういったことも含めて、とにかくこのまま——先ほど出ておりましたように、廃止もできぬ、合意もとれない、じゃあずっとこのまま行くというのが一番やっぱり、特に水を待っておられる農家にとって一番の不幸な出来事だと思っておりますので、その辺を含めて、十分事態がどうということかということもしっかりと話しながら、地元の合意形成に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

○前川収委員 部長が言うたから、もう一言言います。済みません。

ということはですね、協議に応じない人、ここはやっぱり基本ですよ。問題ですよ、やっぱり。やれとかやるなとかという話じゃな

くて、その先そうなるわけですから、協議をしていくというのは基本中の基本だということ。それは賛成でも反対でもいいけれども、そこはやっぱり協議をしていかないと、結局今のこの状態が生まれてくるということ。もう1年半たちましたね、去年の7月から。その元凶にあった部分の原因は、もう皆さんが一番御存じのとおりですよ。やっぱりちゃんと胸襟を開いて話し合おうという、そういうものが必要だと。ないところなるということだということを御指摘しておきます。皆さんのせいじゃありません。

○佐藤雅司副委員長 その辺の話で、私からもちょっと疑問が。相良村から一番遠いところの阿蘇の人間として、言ってみれば県民の一般的な考え方といいますか。

もちろん、農家の同意がとられなければ、3分の2というのが、当然、これはもう法律上あるわけです。土地改良事業6市町村の一部事務組合でできているすべてが同文議決で、法律上、法律行為でできていると。

こういう中で、一般的に考えれば、3分の2の農家の話とそれからいわゆる選挙民から選ばれた選良の6市町村長さんですね。この人たちが、例えば半分ぐらい、半々の御意見があるんだとか、利水について反対、賛成があるとか、そういう話であれば、一般的に地元的首長さんたちも、あるいは選挙民も、そうした反対があるんだなということ、反対とかいわゆるぎりぎりのお話があっているんだなというふうに一般的には考えますけれども、どうも5市町村長が賛成で、たった1人のいわゆる6分の1の方が反対でということが、とても私たちには、遠い人間からすると、わかりにくいなという感じがしてならぬのですよね。だったら半分ぐらい反対してくれれば、事業の休止どころか早く廃止にすればいいというふうに思いますけれどもね。

しかし、やっぱりそうじゃないと。もうほ

とんどの人吉・球磨地域のそれぞれの首長さんが、住民から選ばれた人たちが、やっぱりこの事業はすべきだというふうにおっしゃっている。その人たちの意見を聞かずにたった1人というのは、どうも私には合点がいかないといえますか、納得がいかないなというふうに、遠い人間からすると、そういうふうに——遠い人間といいますか、中身はいろいろあるとは思いますが、そんな感じがしてならぬのですけれども。

これは法律行為ですから、確かにもうそれはそれだというふうに言われればそうなんですけれども。どうしてもやっぱり土地改良事業法の中身でそうなっていると言われればそうなんですけれども。そちらの農家の方々と首長さんの方々のそこら辺の整合性を法律上は分けてあるような感じがしておりますけれども、そんな一般的な印象を持つわけですね。その辺で何かお答えできるような人はおられませんか。なかなかそれはレベルの全然違うお話でございますが……。

○中村博生委員長 おられるですか。進藤課長、何か……。

○進藤農村計画・技術管理課長 非常に難しい御質問でございますが、やはり今副委員長御指摘のように、これ法律の中での規定に基づいて手続を進めるということでございますので、あくまでも、計画変更の場合には、変更計画というのを事業主体の国が示すことになります。それを県知事に協議をすることになっていまして、県知事から関係市町村に協議をしていくと。そこがしっかりと成立した中で関係農家の同意をとるという。これは、法律上の手続としてしっかりと規定されたものでありますので、その中で市町村長が、例えば1人の市町村長でも今の計画では協議はだめであると拒否したときには、そこでやはり農家に示すまでに至らないというような形

になるわけです。

したがって、いかんともしがたい部分がございます。お答えになっていなくて恐縮でございますが、法律の事務上やむを得ないということでございます。

○中村博生委員長 土地改良法の改正あたりの予定はなかつたですか。

○進藤農村計画・技術管理課長 その辺につきましては、やはり市町村協議ということが法律上規定された経緯ということもあろうかと思えます。やはり従来、昭和24年に土地改良法ができた当時といいますのは、むしろ、県営事業、国営事業の場合に、市町村負担というのが実態として余りなかったということがあろうかと思えます。しかしながら、近年の土地改良事業の負担の形態を見ますと、やはり市町村が相当部分負担しているというのが実態でございます。

そういったことも踏まえまして、やはり現在、どこの市町村も非常に財政が厳しい中でございます。また、地域の農業振興をしっかりと担うという立場も、市町村には責務があるわけでありまして、もちろん県もそうでございますが、そういった中で、地方公共団体、特に基礎自治体である市町村の意見ということは、やはり重視していく必要があるんだろうなというふうに思っております。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○高木健次委員 品目横断的経営安定対策の見直しについて質問をしたいと思います。大変不評であったこの品目横断的経営安定対策、早速県議会でも意見書を提出するというようなことで、その結果がここにいろいろ出てきたというふうに思っております。

県の方も早速、法人化に際して、20年度の予算で7億1,000万円ですか、予算計上とい

う形が出てきておりますけれども、国の方で麦の産地等を対象とする追加支援策を補正予算で対応ということが検討されているというふうな状況かと思っておりますけれども、この見直しについてはいかがですか。国の方の今度の19年度の補正予算の見直しについては、その辺についてお伺いしたいと思います。

○伊藤農業経営課長 農業経営課でございます。

まず、先ほど7億1,000万円と委員がおっしゃいましたけれども、これは農林水産省の国の予算概算要求の状況でございます。それから、見直しでございますが、きょう、日農新聞あたりには、今年度と来年度の予算で合計1,100億円で政府・自民党が米政策と品目横断対策について合意をしたという新聞記事は載っておりますが、その中では今年度の補正予算で800億円、それから来年度の当初予算で300億円を確保するという状況でございます。中身といたしましては、米の生産調整に着実に取り組んでもらえるよう、今年度の800億円のうち、たしか500億円がそういう米対策関連でございます。

それから、特に麦のゲタ対策でございますが、そのあたりも今年度の補正予算とそれから来年度の当初予算の中で確保していくという状況でございます。特に先ほど申し上げました麦につきましては、小麦主産地緊急支援対策ということで実施したいというように新聞には載っておる状況でございます。

しかしながら、まだ中身の方が——詳しくは私たちも情報を得ておりませんので、申しわけございませんが、新聞の情報ではそういう中身になっている状況でございます。

○高木健次委員 国の方については800億円と300億円ということですが、県の方ですね、20年度の農林水産予算概要の要求の中では、この品目横断的な対策費というのは幾らぐら

い組んでおられるわけですか。

○伊藤農業経営課長 現在予算の査定中のございまして、確定的なことはまだ決まっておられませんので、申しわけございませんが。しかしながら、品目横断的経営安定対策につきましましては、認定農業者、それから集落営農組織、このあたりの強化といたしますか、そのあたりは十分課題認識としては持っておりますので、そういう方向で来年度、例えば集落営農組織の法人化に向けての立ち上がり支援とか、そういったところを、それから専門家によりますコンサルティングの強化とか、そういったことを考えているところでございます。

以上でございます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

○佐藤雅司副委員長 来年度は、知事選挙で、骨格予算になると思いますけれども、その辺は、例年どおり変わりなく予算要求、それから予算要求事務というものは、円滑になされていくというふうに理解しとっていいんですかね。

○瀬口農林水産政策課長 来年度予算については、副委員長おっしゃったとおり骨格、それに6月に肉づけというような形になっていくかと思えます。ただし、我々執行部、農林水産部内としては、それぞれの課題を整理しながら要求をしていくというのは、通常のやり方でやっていくことになるかと思えます。その中で、政策的な予算については、次の体制になったときに、また予算の査定なり何なりが行われるということになっていくかと思えます。

○中村博生委員長 ほかにありませんか。

それでは、その他のその他に入りたいと思

います。

○前川収委員 重油高騰とかエタノールなんかの問題でも、要は配合飼料の高騰というのが、もう非常に危機的状況で畜産農家を襲ってきているという状況でございます。重油高騰対策については、国の補助事業の中で今取り組みをしていただいて、今から本格的に動き出すと思いますから、ここはぜひ早く対応して行ってあげていただきたいと思います。

なぜ早くと言うかというのと、12月27～28日、まあ20日ぐらいから以降は、基本的には正月休みが入って、そのことを実施しようとする——農家は休みはありませんよ、農家は。しかし、社会は休んでしまいますもんですから、もうそれで10日ぐらいぼんと間があいちゃうんですね。実際動かなくなっちゃう、10日ぐらいは簡単に。重油対策の10日間というのは非常に大きい10日間でありますから、そこは制度の中で柔軟に対応していただいて、早くできるものはぜひ早くやっていただきたいということ、これは要望です。

ただ、配合飼料対策ですね。これまでの制度のスキームから行けば、前年対比で補てんするという制度しか今ないという話を聞いていますけれども、前年対比で行くなら、毎年ずんずんずんずん上がって行って、5年前と比べりゃもう何万円は上がりましたという世界になってしまうわけで、その分の苦しさというのをずっと畜産農家は蓄積してきているわけですね。

野積み禁止法の問題での対策も、彼らは一生懸命取り組んで真摯にやっていただきました。その前はBSEの問題もございました。そういった部分で幾重にも厳しい環境が来ている状況の中で、現在配合飼料の高騰という部分が重なってきて本当に厳しい状況になっていますから、ここはぜひ県独自でも何らかの対策をやってもらいたいと思っておりますけれども、その対策の検討状況とか今の状

況について、ちょっとお話しただけだと思います。

○高野畜産課長 畜産課でございます。

前川委員の方から話がありましたように、現在のところ、昨年9月ぐらいに比べまして、約1万1,000円ほど配合飼料が上がっているような状況でございます。

そういう中で、補てん関係、これは通常補てんと異常補てんと2つ、2段階あるんですけども、そちらの方で現在のところは10月から12月期、ここについては約5,500円ほどの補てんが今あっているような状況でございます。委員が言われましたように、高どまりしていきますと、前年に比べて15%以上上がった場合に異常補てんが発動するとかそういう要件がございますので、現在は約半分ぐらいは補てんされておりますけれども、将来的にはこれがだんだん減少してくるとするのは我々も危惧しているような状況でございます。

それで、国の方にも要望書あたりを出しておるところでございますけれども、今のところ国としては、来年度の20年度予算では、一応異常補てん基金の方に50億円の基金を増設するという要求がされているような状況でございます。

それと、もう1点は、これは団体支援総室の方にも関係してくると思いますけれども、家畜飼料の特別支援資金、これは農家の配合飼料の実質負担額が4万7,700円以上に上がりましたときに、1トン当たり、例えば乳牛でしたら1万5,000円とか、繁殖牛でしたら4,000円、そういうふうな低利の融資事業、こういったものも今創設されているような状況でございます。

それで、県としての対応の部分につきまして、先般ちょっと吉田議員の方から質問がありましたように、とにかく価格安定の基金といいますのが、国の場合が大体1年間に1万

円上がれば全体で2,100億円ぐらいの予算が必要になってくるわけで、それで多分熊本県も70万トンぐらいの配合飼料が流通しておりますので、70億円とかそういう話が当然出てくるような部分で、何とか基金は基金として要望はしていきますけれども、県としては、できるだけ配合飼料の自給率を高めるというか、そういった部分でいろんな施策あたりを今やっているような状況でございます。

○前川収委員 制度はそういう制度じゃないと難しいのかなとは思いますが、去年と比べるとという話じゃないんですね、現実から言えば。2年前、3年前、4年前から比べるとということで、ずっと累積して高くなってきているということ、その点についてもぜひ考えてもらいたい。

それともう1つ、何でもよく私もわからないんですけども、例えばこの間フンドーダイさんがしょうゆの値上げをなさいましたね。原料費が上がった、大豆が上がったからしょうゆを値上げしますという話があります。

例えば、乳牛だって、牛乳だって、えさ代が上がっているんだから、最終的には商品に転嫁していくというのが一般的な市場原理だと思うんですよね。ところが、なかなかそれができないで、乳価は現状維持とか下がったという話がある。それから、えさ代はずっと上がってきていると。これはいいはずないわけですね。

発想の転換というんですかね、なぜ牛乳を——要するに上がってきているんだから、これは上げるという市場原理にのっとった対策をやらなければならないと思うんですけども、それが一番直接——乳価も商品だけ上げたってだめですよ、もちろん。乳価の買い入れ価格も当然スライドで上げていくという、そういう発想というのはないんですか。

○高野畜産課長 乳価の件につきましてですが、僕らも新聞情報で、詳しい部分はちょっとあれなんですけれども、今まで、牛乳の価格といいますのは、指定生乳団体と牛乳のメーカーさん、例えば、明治さんとか、森永さんとか、その価格交渉によって一応決定するわけなんですよ。

それで、今のところ大手との交渉の部分が進んでおりまして、県としては、大体これは九州生販連ですけれども、一応キロ当たり10円ぐらいの要求で今話し合いがされているということなんですけれども、今のところ何か3%ぐらいの値上げの話が出ているというのをお聞きしているような状況でございます。

それで、とにかく乳価の交渉の部分は、要はメーカーさんとの交渉になってまいりますので、そのあたりの部分は市場の中で対応してもらおうというような格好で、かなり、30年間ほとんど値上げがなかったんですけれども、少し何かそういうメーカーさんの方も理解を示されているというのを聞いておるような状況でございます。

○前川収委員 乳業メーカーと生産者を代表する団体との交渉でしようけれども、やっぱりここは我々は、酪農家をしっかり守っていくために、簡単に言えば、県民の税金まで使って必要性を感じながらしっかり取り組んでいるわけですね。その部分はその部分でしっかりやっているのに、結局、生産者は苦労しているのに乳価の部分がそれに反映していかないというのは、やっぱり——もちろん市場原理の世界はわかりますが、ここは少しやっぱり我々が、生産者側にこういった手当をやっているんだという前提を乳業メーカーにもわかってもらえるようなアクションを起こさないと、結果的に我々は彼らにも利益を転嫁しているような話になるじゃないですか。

酪農家の皆さん方の赤字というんですかね、経営に必要な資材部分を我々が補てんし

ながら、生産されたものを乳業メーカーが安く買っているということであるなら、そこはやっぱりきちっと牛乳の値段に転嫁し、そして乳業メーカーも、それに対して呼応した形で応分の利益を戻すということをやらない限り、どれだけやっても一緒ですよ、これは。

だから、いつも酪農家を助けることの視点が、そういった補助的な部分でしっかり守ろうという、これは当然今からもやっていかなきゃいかぬと思っています。ただ、もう一つの視点は、乳価の買入れ価格を上げてもらえれば。

何でも上がるじゃないですか、例えば、ガソリンだって、原油が上がりやすぐ上がるんですよ。ぽんと上がる。世にある商品の中で、市場原理の中で、原料代が上がっている、原料生産費が高くなっているのに全然値上げをしませんなんていうのは、ないですよ、ほとんど。ほぼ牛乳だけじゃないですか。しかも、ここ何十年間。3%なんて、ちょっとあり得ない世界ですよ。お米の世界は別としてもね。

やっぱりそこは、生産県として、積極的に、部長、そこは聖域じゃなくて、乳業メーカーに対して、我々もこうやってやってるんですよということをもう言わなきゃいかぬ。というか、今まで言ってこなかったのが、私は、むしろ遅いというふうに思っています。国に対しても、それから乳業メーカーに対しても、そこはきちっとバランスがとれるようにしていこうという話をなさるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本農林水産部長 今のお話、承っておきます。そして、我々としても、正常なというか、普通の仕組みの中で、きちんとそういった話になっていくように、メーカーあるいは国に対して働きかけをしたいと思えます。

ただ、とはいえ、新聞とかいろいろな——先ほどフンドーダイさんの話なんかも出ており

ましたけれども、あれが今度は量販店に行きますと、量販店が値段を上げないんですね。で、聞きますと、量販店はやっぱり安くとりたがると。じゃあ最終的にその負担をどこがかぶっているかという、市場の中ですね。そういう話もございます。

したがって、我々としても、もう一回市場の原理と申しますか、市場のルート、これをしっかり勉強いたしまして、そしてずっと価格が——全部生産者が上げ幅を吸収していかなくちゃいけないとなったら、もう行く先はつぶれるしかないような状況だろうと思います。したがって、そのところは十分我々も検討させていただきたいと思いません。

○前川収委員 多分、今はほとんど生産者がかぶっているんじゃないですか、その部分を、今の制度でいえば。そこはやっぱりきちっと言ってください。お願いいたします。

○中村博生委員長 その辺は、ほんなこて生産者が一番罰かぶるような今の農業、熊本に限らず全国的にそうだと思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○西聖一委員 関連します。

9月のこの場でもお尋ねしました。今の原油高に起因する農業資材の高騰ですけれども、その対策については、抜本的なものはやっぱり政府・与党にお願いするしかない部分がありますが、私たち議員には、農家の声も直接悲鳴に近いものが入ってくるわけですが、行政の出先、農業振興課や農業改良課あたりには、そういう相談事のケースみたいなのは何か来ているのでしょうか。

○本田農業技術課長 直接的にダイレクトに農家から我々の方に来るケースというのはまれではございますけれども、通常は、農協の

部会長さんたちとかそういう人たちを通じて、やはり資材価格、特に先ほどから話が出ております原油、それから施設園芸関係のビニール等々ですね。そこら辺がやっぱり非常に高くなっているということで、非常に苦慮しておるといってお話は聞いておるところでございます。

○西聖一委員 多分そういう感じかなと思いますけれども、先ほど前川委員もおっしゃられましたとおり、いろんな情報が今から出てくると思うので——よく干ばつになったときは、すぐ対策本部をつくって、末端まで組織をつくって情報が入るようにしてますから、今回も何か、補助とかそういうことはなかなか難しいんですけれども、相談窓口を設けるとか、国から出てきたいろんな情報については、連絡態勢がとれるような対策本部みたいなものをつくったらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○瀬口農林水産政策課長 原油高騰に係る部内連絡会議というのを設置しております。これによりまして、定期的に原油価格の動向あるいは技術対策の情報等を収集し、また、しかるべき対策を講じるようにしております。

こういった中で、農林水産部としましては、技術情報を提供したり、あるいは省エネ機械設備等に対する支援をしたり、制度資金あるいは補助事業を使ってそういった支援をしたり、先ほど出ました畜産の配合飼料等についても、いろんな対策を講じたりしております。

先ほど前川委員の方からもお話がありましたように、切実な問題として、いろいろ農家の方も対応を——我々について、急いでしてくださいというようなこともございます。そういったものについても、補助等を、迅速に柔軟に対応して一生懸命やっていきたいというふう考えております。

○西聖一委員 本部の動きはよくここでわかるんですけども、やっぱり末端までそれが届いているのかなというのがあります。そして、今回のことを受けて、もうやめたいという農家も結構聞いているんですね。その相談をしてあげられるような、アドバイスしてあげられるような——通常の農業改良課の仕事であるかもしれませんが、事これに関しては本腰を入れてもいいのかなと思いますので、よろしく検討していただければと思います。要望で。

○中村博生委員長 ほかに。

○内野幸喜委員 今ずっとる話が出てました。原油高によって、やはり資材関係であったりとか、配送コストが高くなったりとか、本当に非常に厳しい状況になっていると思います。やはり生産者の方がそれを価格転嫁できるかという、やっぱりできないんですよ。小売の方がやっぱり強いという現状があって、そういう、高いんだったらもう売れませんよと。

ただ、これはどこの業界もそうだと思うんですけども、そこは小売の方にも今の状況についてやはり理解していただくような、何というんですかね、そういう方向に持っていくべきじゃないかなと思うんですよ。このままだったら、どんどんどんどん生産者の方が我慢して我慢してと。結局、やっぱりそれじゃもう利益も出ないと、もうやめた方がいいという方向になっていくんですよ。だから、小売業の方に対しても、今の現状については、やはり説明する機会というのを設けた方がいいんじゃないかなと私は思います。

○中村博生委員長 要望でいいんですか。答弁は要らない。

○内野幸喜委員 お願いします。

○瀬口農林水産政策課長 今回の原油高に伴ういろんな価格の上昇については、国の方としても、なかなか、コスト的に生産者の方で削減してやる状態をもう超えつつあるというように、将来的には価格転嫁をしなければいけないというような事態も出てきているというようなことで、そういった広報を農水省の方でもやっております。

○内野幸喜委員 やっぱり我慢比べというか、どっかが安くしたらうちも安くしないといけないと、何かそういうふうになっているんですよ。例えば、ミカンだけ生産している方してみれば、もうそう安くはできないわけですね。

極端なことを言えば、いろんな幅広い商品を扱っている、これは落としてもほかの分で利益をとればいいのか、だからその辺の差が出てくるんですよ。やはり大きいところはいいかもしれないけれども、小さいところからすれば本当にやっぱり厳しい状況だということを、どんどんどんどんやっぱりそういった小売とか卸し業界の方にも周知していった方がいいなと私は思います。

○中村博生委員長 よろしく願いいたします。

○上田泰弘委員 最後に要望を言わせてください。

というのが、この前、品目横断の件で本省から来られて意見聴取会があったと思います。その際にも——実は、そのとき出席されていた方とこの前話す機会があったんですけども、いろいろな話の中で出たのが、集落営農組織に関しても品目横断に関してもなかなか中山間地には合わないですねというような話になったんです。

その方が質問をされたそうなんですけれど

も、例えば集落営農。中山間地というのは、大分軽減はされてありますけれども、本当に山の方に行ったら大変な面積になるわけなんですけれども、そういった中で、平野部だったら、例えば田んぼ1町あったら、あぜというのはもう本当4辺で終わるかもしれないんですけれども、中山間地に行ったら、1町まとめた——1町の面積をつくと。いろんな田んぼ、棚田なんかを合わせて1町の面積をつくったときに、あぜとのり面がまた1町ぐらい出てくると。その草刈りだけでかなりの労力を使うと。

国が言ったのが、じゃあ中山間地の支払い制度があるじゃないですか、それで経営してくださいとか、それで補てんしてくださいという話だったらしいんですけれども、油代と労力だけで、もう全く価格の安定とかそういうのにはつながらないというような話があったんですよね。

いろいろ、こういった国の施策、今度の品目横断も、結局見直しというか現場が見えてなかったのかなというような気がするんですけれども、そういった面で、やっぱりこれにも書いてありますけれども、健全化、法人化、資本力の強化というふうに書いてありますけれども、その前に本当にそれができる地域とできない地域があるんじゃないかというような面もあると思いますので、本当に中山間地でそういう1町の田んぼをつくるのに1町の草を刈らぬとそういうのが維持できないというような地域もあるんだというのをわかってもらえるような活動もしていただきたいというふうに思います。これはもう別に答弁は要りませんけれども、御要望でございます。よろしく願います。

○内野幸喜委員 もう1点よろしいですか。

先ほど皆伐放棄地対策事業がありました。私は、9月の一般質問で鳥獣被害について質問させていただきました。先日の10日の池田

県議も、要望として、鳥獣被害についてされておりました。

今、私のところに、これはイノシシに限ってなんですけれども、本当に被害が多いと。これからタケノコとかそういった時期になるにつれて、やっぱり心配だと。今実際どのような報告が来ているか、また、それについてどういうふうな対応をされているかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○本田農業技術課長 質問の内容というのは、具体的に今どういう対応をとっているかという話でございますかね。

○内野幸喜委員 あと、どれぐらい今被害状況というか、そういうのがあるかという……。

○本田農業技術課長 お答えさせていただきます。

本県の農作物に関する鳥獣被害は、全体でおよそ6億円ぐらいになっております。そのうち、獣害のおよそ8割が、ほとんどイノシシという形で今被害が出ております。

そういうふうなこともありまして、鳥獣保護法等の関係もございまして、全庁的には野生鳥獣被害対策の連絡協議会というのを自然保護課を窓口にしてつくってございまして、そちらはそちらの方で、全体でどのぐらいいるかとか、そういうふうなことは調査をいたしておりますし、許認可もやっておりますが、農林水産部としましては、地域別の協議会とか、または地域それぞれの中で、鳥獣害対策の研修会等を通じまして、被害対策——どういふふうなことを具体的にやれるかとか、または、そういうふうな鳥獣害対策をやりましますので、農業関係以外の方々に対しても相互理解の促進というのを進めてきたところでございます。

具体的には、その中で19年度は、県としまして、特にイノシシにつきまして非常に被害

量が大きいということもございまして、また、イノシシについては自然保護法に基づく特別計画というのができておりませんので、これがないとなかなか的確な対応がとれないということで、19年度は被害マップを作成することにいたしております、今作成中でございます。それから、鳥獣害対策の指導者の養成というのを片方でやっておるところでございます。

それから、3地区でございますけれども、県としては、モデル地域を育成するというところでやっております。これ以外に国が直轄の補助事業というのを持っております、県内で6カ所の事業主体がこれに取り組んでおるところでございます。

全体を通して申し上げますと、現在の対策の中身でございますけれども、これは全部で9カ所ございますけれども、そのうちの3カ所については、ほとんど先ほど言いました理解を促進するための捕獲技術の向上、もしくは理解促進ということで講習会をやっているということと、それから捕獲資材の導入ということで、例えば箱わなとか、くくりわなとか、そういうふうなものを導入しているところでございます。

それから、それ以外に数カ所で、被害防止技術ということで電気さくをつくって、これによってブロックするという形でやっておるところが数カ所ございます。

それから、非常に、これはイノシシの事例ではございませんけれども、特殊のケースとして、これはシカの話でございますけれども、捕獲の技術としては、大型の囲いわなを使ってやるということの実証をやっていると。これは球磨地域の方でやられておりますけれども、そういうふうな事例がございます。

いずれにしましても、現在やられておりますものにつきましても、捕獲とそれからフェンスというのがほとんどという形で対応をとられておるところでございます。

以上でございます。

○内野幸喜委員　ことしの4月からですかね、市町村の方に権限が委譲されたというのは。この前、和水の方の方とちょっとお話ししてて、和水の方にもつくられた。何ですかね、イノシシ——先ほどちょっと話が出ていた、3事業体とおっしゃった、6だったですかね。

○本田農業技術課長　和水の話の場合は、イノシシが中心……。

○内野幸喜委員　それで、ちょっと若干その中で話が出たのが、例えば箱わなとかを自分で設置したいと。その箱わなを設置するためには県の許可が要ると、それについては、今、試験が年に2回ぐらいだと。恐らく、ことしは8月ぐらいにあったのではないかと思いますけれども、その箱わなを、その方は——その方というか、その部落が、やはり自分たちの土地は自分たちで守りたいと。箱わなの設置についても、市町村の方でできないんだらうかと。そういうのがあったわけですね、相談が。

そこからいろいろと話を聞く中で、ちょっと猟友会とかそういったところとの関係上、なかなかうまくまだ機能してない。まだ1年たってないですからそういったところもあるのかもしれないですけれども、なかなかまいぐあいに機能してないという話がちょっと出てたもんですから。

実際、箱わなの免許をどういう人たちが大体取られているのかなと思ってですね。一般の方、例えば、本当に農業をやっている方じゃなくて、自分の土地で何か兼業でやられている方とか、そういった方とかも、箱わなの免許をとられている方とかいらっしやるのかなと。ちょっとお聞きしたいなと思ってですね。

○瀬口農林水産政策課長 狩猟については、環境生活部の自然保護課で所管しております、具体的にはその話、ちょっと我々情報を持っておりませんが、前の課長がおりますので……。

○井手林業振興課長 昨年まで自然保護課長をしておりまして、自然保護課の立場で説明させていただきます。

わなにつきましては、ことしの4月から、一般の農家の方も狩猟税を払わずに自分の農地であれば設置することができます。その設置につきましては、すべて市町村に権限をおろしておりますので、市町村が有害鳥獣のための設置ですよということを許可していただければ、ミカン園でも野菜園でも農家の方が設置できるようになりました。ただし、狩猟法というのがございまして、いわゆる専門的な知識が若干必要な部分があるものですから、免許だけは取ってください。

これまで、専門的知識があるということで、農家の方が自分の農地を守るための免許の取得というのはほとんどありませんでした。しかしながら、一つの例を申し上げますと、天草の有明町が非常にイノシシ被害がひどかったものですから、役場の方が農家の方をマイクロバスで連れてこられて、とにかく免許だけ取りなさいということで、農家の方が大勢免許を取られたということがあります。

委員、御質問のとおり、ことしから、狩猟税を払わなくても農地ではいいよという制度に変えたものですからまだ浸透してない点があるんですが、制度上は、被害がひどい場合は農家が市町村に言って、おりについては、基本的にはいつでも設置できるようになりました。一般的には狩猟期間だけしか狩猟できませんので11月15日から2月までしかできないんですが、被害が著しい場合は市町村に届けを出していただいて——もちろん狩猟免許

が必要です。

猟友会とのあつれきは、御指摘のとおりまだ残っております。結局、猟友会は税金まで払って狩猟しているんだよ、農家の人は税金も払わずにじゃあ猟をしないのかということに、自分の農地に限ってという限定つきで納税を免除しているというところがございます。

今後、恐らく城北だけでなく、熊本市の金峰山もイノシシ被害が多いものですから、熊本市も今一生懸命になってそうした農家の方々の対策を取り組んでおられるように聞いております。

以上です。

○内野幸喜委員 その免許は、現状は年に1回ですかね、試験は。それを例えば今後ふやす予定というのは、それはないですか。

○井手林業振興課長 これも昨年ですが、免許も、専門的な試験を実施すると、御高齢な方は、恐らく免許は失効されるものですから、農家限定に限った免許というのを熊本県でつくろうじゃないかという内部検討を実施しました。

それから、取得の試験の時期も、要するに県が試験日を設定すればできることになっておりますので、例えばある一定の数をそろえていただければ、年に2回とかそういう運用は十分にできます。

○瀬口農林水産政策課長 ちょっと今の話に加えて、情報として現在、12月4日に与党から鳥獣被害防止特措法というのが提案をされております。詳細には把握はしておりませんが、まず、こういった鳥獣被害防止について農林水産大臣が基本方針を策定し、それに基づきまして市町村において被害防止計画を立てるというふうに法律案ではなっております。

なお、この鳥獣被害防止特別措置法案と鳥獣保護法、ここでは鳥獣保護事業計画という計画を策定するようになっておりますけれども、そういったものとの整合性を図る。鳥獣保護法では、頭数管理とかというようなことをやっておりますけれども、そういった整合性を図るようにしておるといことで、今後新しくそういった法律もできて執行されることになるのではないかとというようなことでございます。

○本田農業技術課長 今回の関連でございますけれども、それと対応して、鳥獣被害防止対策に関して、国の段階でございますけれども、今までの事業をもう一回組み直してということで、来年ことしのおよそ倍ぐらいの予算でほとんど国の直轄事業になるというふうに聞いておりますけれども、対策が具体的に事業としてとられてくるという情報を聞いておりますので、とりあえずお知らせいたしたいと思っております。

○佐藤雅司副委員長 もう時間も長くなりましたので、ちょっと言いまいかと思っておりましたけれども、実は今定例会におきましては、山本農水部長の答弁が恐らく、4人で3日、12人の中で全部じゃなかったかなと今思っていて、だれか部長答弁がなかった分があったのかなというぐらい今感じておりますけれども、それほどまさに、さようにこの農業問題、先ほどからいろいろとお尋ねされておりますけれども、出てきたというふうに思っております。

そこで、試験研究部門は、ここの中でどの課長さんになるんですかね。水産は堤課長ですから、それはわかっておりますが、本田課長になるんですか。（「組織的には」と呼ぶ者あり）内容的に全員でやられるということですか。

私たちは、11月に、2期生の一部で、5人

だったかな、勉強会を——農業公園だとか、農地管理公社、それから農業研究センター、農業大学、それぞれ行って勉強させていただいたんですが、あそこが、まさに先端の地球温暖化に関するいろんな研究であるとか、温暖化に関して、新品種とか耐性の強い品種であるとか、それから高温に強いやつとか、いろんな先端の研究がなされておると。

しかし、その成果あるいは進捗状況については、なかなか見えてこないし、わからない部分といたしますか、まさに喫緊の課題であることは、皆さんもう御承知のとおりだろうと思っておりますけれども。しかし、これは研究部門ですから、そんなに急げ急げと言ったっちゃできない部分と、それから日々毎日何年とかかるというやつと、半世紀も1世紀もかかるやつもあるかもしれない。しかし、いろんな研究の成果というのは、すぐ出てくるやつも恐らくあると思っております。

さらには、九州各県でそうした研究の成果を持ち寄って、おのおのが切磋琢磨しながら、新しい技術を——そして適地適作じゃありませんけれども、そうした各県で適応性の高い作物を出していらっしゃるといような感じを持っております。

そこで、例えば、そうした温暖化に対するバイオマスの技術とかいろいろ、今からこれからやっぱり——これは本県は、御承知のとおり1次産業が中心というふうに言われております。やっぱり他県に先駆けてやっていかなん部分も相当あるのではないかなという感じがしております。

ぜひとも、そうした試験研究部門というのを、ひとつこの委員会の中でも、委員会といいますか、議会の中で出てくるようなそういうものが、今こういったことをやっているんだというところが——例えばこの中に1項目、その他の項目でもいいから、こうした部門があっているんだと、それは農業にかかわらず林業もそうだと思いますけれども、木質

系がこういうふうになっている、あるいは、油対策はこういう部門でしているけれども、現状はこういうことだということで、各定例会ごとじゃなくてもいいので、そういったことを——それに対しては、やっぱり県民みんなもお金を出していいんじゃないかというふうに思うと、私は思うんですよね。

ぜひとも、それはもう答弁は——部長で何かそういったものの意気込みがあればお聞かせいただきたいと思いますけれども、ぜひ取り組んでもらいたいなど。それが本県農業の持続的な発展につながるんじゃないかなという感じがしております。

○山本農林水産部長 取り組みは、今おっしゃったように、視察に行かれていろいろ感じられた部分が随分あるかと思って、今一生懸命それぞれやっております。ただ、そういったこと、やっていること、あるいはそういった成果あたりを、なかなかこういった場でも発表する場はほとんどないということでもあろうかと思っておりますので、私ども検討しまして、せめて委員会に、今こういうことをやっているとか、こういう成果がありましたというようなことを、不定期ではあれ報告できるような仕組みをしっかりと考えたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中村博生委員長 ほかになければ終わりたいと思います。よろじますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○中村博生委員長 以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午前11時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により

ここに署名する

農林水産常任委員会委員長